

# 令和3年度 第3回 袋井市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和4年1月13日(木) 午後1時30分開会  
場所 袋井市役所5階 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 報告事項

- ア 袋井市国民健康保険税条例の一部改正の概要について . . . 資料1
- イ 答申書について . . . 資料2
- ウ 令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について(仮算定)  
. . . 資料3
- エ 袋井市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)  
袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について . . . 資料4

## 4 その他

## 5 答 申(午後2時30分から)

## 6 市長あいさつ

## 7 閉 会

袋井市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期 令和元（平成31）年4月1日 から 令和4年3月31日 （3年間）

構成区分	代表区分	氏 名	期別	備考
公益代表	学 識 経 験	寺 田 整	1	R3. 5. 18～
被保険者代表	あんま接骨院	安 間 台	1	
		織 田 いつ子	3	
		金 原 則 子	4	
		中 村 邦 子	1	
保険医及び 保険薬剤師代表	医 師 会	伊 藤 政 孝	2	
	医 師 会	森 下 浩 治	4	
	歯科医師会	小 原 信	6	
	薬 剤 師 会	増 井 洋 子	1	
公 益 代 表	市 議 会	鈴 木 弘 睦	1	R3. 5. 14～
	市 議 会	立 石 泰 広	1	R3. 5. 14～
	自治会連合会	鈴 木 孝 夫	1	
被用者保険代表	共 済 組 合	鈴 木 光 幸	1	R3. 4. 1～
	健康保険組合	大 橋 弘 明	1	R3. 4. 1～

（事務局及び関係部署）

市 民 生 活 部 長	乗松 里好
市 民 生 活 部 保 険 課 長	長島 知義
総合健康センター健康づくり課長	鈴木 立朗
財 政 部 税 務 課 長	中川 東
税務課主幹兼収納対策室長	近藤 昭博
健康づくり課主幹兼検診指導係長	足立 万由美
保険課主幹兼保険給付係長	藤田 晴美
保険課補佐兼国保年金係長	近藤 秀幸
保険課国保年金係主任	大場 拓真

## ○袋井市国民健康保険条例（抜粋）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○袋井市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、袋井市国民健康保険条例（平成17年袋井市条例第117号）第3条の規定に基づき、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として置く袋井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し委員の委嘱その他必要な事項を定めるものとする。

（委員の委嘱）

第2条 委員は、被保険者、保険医又は薬剤師、公益及び被用者保険等保険者を代表する者のうちから市長が委嘱する。

（審議事項）

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項

2 協議会は、前項各号に規定する事項について、市長の諮問に応じ意見を答申する。

（招集）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会長は、市長の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に協議会を招集しなければならない。

（定足数）

第5条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（表決）

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、市民生活部保険課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 国民健康保険運営協議会に関する法令等 <参考>

### ○ 国民健康保険法（抜粋）

---

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律に定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定める協議会にあってはこの事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要事項は、政令で定める。

### ○ 国民健康保険法施行令（抜粋）

---

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（国民健康保険運営協議会の委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

## 袋井市国民健康保険税条例の一部改正の概要について

現在、国民健康保険税については、賦課方式及び税率（額）の改正の協議を進めているが、令和4年度以降に予定している原案の賦課方式について、静岡県との協議の中で、介護分賦課方式が地方税法第703条の4に適合していないことが分かったため見直しを行ったところである。

また、税率改正した場合に、所得や固定資産所有状況、家族構成などにより、税負担がどのようになるのかモデルケースにより試算を行った。

については、介護分賦課方式の変更、条例の改正方法、国保税加入者負担のモデルケースを次のとおり報告する。

## 1 介護分賦課方式の変更について

原案の所得割・資産割・均等割の3方式の地方税法の適法性について、再度確認した。

## (1) 原案：現在予定している賦課方式（令和4年度、令和5年度）

	応能割		応益割		方式
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
介護分	○	○	○		3

## (2) 地方税法第703条の4で定められている賦課方式

原案の賦課方式である3方式は、地方税法に規定されていない。

法令上の 賦課方式	応能割		応益割		方式	見直し後
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額		
○	○	○	○		4	R4、R5
○			○	○	3	
○			○		2	R6

## (3) 変更後の賦課方式

令和4年度、令和5年度は、所得割、資産割、均等割、平等割を賦課する4方式、令和6年度は、所得割、均等割を賦課する2方式とする。

## (4) 見直し後の介護分均等割額と平等割額

平等割は、1/3ずつ段階的に減額し、均等割は、国保税総収入額に影響がないよう調整した。

	現行		4年度		5年度		6年度	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
原案			12,800円	-	14,800円	-		
見直し後	7,100円	4,500円	10,100円	3,000円	13,400円	1,500円	16,800	-

## (5) 見直しによる加入者負担及び市収入額への影響

見直しによる一人あたりの負担増加額、国保税収入額想定に大きな影響はない。

【令和4年度】

	原案	見直し
一人あたり負担増加額	2,145円	2,150円
国保税総収入額想定	17億6,260万円	17億6,268万円

2 国民健康保険税条例の改正方法について

(1) 賦課方式及び税率（額）の見直しについて

令和4年度から令和6年度までの3か年の税額（率）を、本年度一括して改正し、それぞれ段階的に施行する。

令和4年度の税率（額）	【附則】	令和4年4月1日施行
令和5年度	〃	令和5年4月1日施行
令和6年度	〃	令和6年4月1日施行

(2) 未就学児の均等割軽減について

子育て世帯への経済的な負担軽減のため、国の制度により未就学児がいる世帯の均等割を半額とする。

(対象者)	未就学児（0～5歳）	本市対象者：約300人
(内容)	均等割を半額に軽減する（従来、軽減されている世帯は、さらに半額に追加の軽減）。	
(財源)	国：1/2、県：1/4、市1/4	本市の負担額：130万円

(3) 課税限度額の規定の見直しについて

課税限度額は、国において「政令で規定する額」とし、市の条例では具体的な額を規定している。国の改正は、毎年度3月に公布されることから、市では、これまで市民への負担を考慮し、政令で定める年度の翌年度に施行してきた。今回、政令で定める年度に施行するための条例改正を行う。

(現行)	課税限度金額を条例に明記→国民健康保険運営協議会へ諮問した上で、毎年度条例改正し、政令が定める年度の翌年度から実施
(改正後)	条例の規定を「政令に規定する額」とし、毎年度条例改正をしない。
(改正理由)	加入者の負担増となることから、諮問後、一年遅れでの適用をしてきたが、今回に税率改正に合わせて政令に合わせていく。
(対象)	令和4年度税率(額)による「99万円」から「102万円」への改正の影響 限度額到達世帯数「242世帯→217世帯：25世帯減」 課税増加額：335万円

(4) 軽減判定所得の規定の見直しについて

軽減判定所得額は、課税限度額と同様に、国において「政令で規定する額」とし、市の条例では具体的な判定所得額を規定している。国の改正は、毎年度3月に公布されることから、市では、これまで専決処分により、政令で定める年度に施行してきた。今回、政令で定める年度に施行するための条例改正を行う。

(現行)	軽減判定所得額を条例に明記。→3月に専決処分し施行（政令が定める年度）
(改正後)	条例の規定を「政令に規定する額」とし、毎年度条例改正をしない。
(改正理由)	政令に規定する額とすることで、専決処分を要せず、当年度から国に準じた軽減判定所得が適用できる。

(5) 上記(2)から(4)までの近隣市の対応

磐田市	本市の案のとおり、令和3年11月市議会で可決
掛川市	〃 令和4年2月市議会へ上程予定
菊川市	} 従来から専決により、政令が定める年度から施行
湖西市	

(1) 【令和6年度までの税率等改正の推移】

(単位：円)

区分		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
医療分	所得割	5.00%	→	→	→	5.58%	6.16%	6.75%
	資産割	30.00%	→	→	→	20.00%	10.00%	廃止
	均等割	25,300	→	(2)	→	25,900	26,600	27,300
	平等割	25,700	→	→	→	23,500	21,400	19,200
支援金分	所得割	1.40%	→	→	→	1.62%	1.84%	2.06%
	資産割	4.10%	→	→	→	2.73%	1.37%	廃止
	均等割	7,200	→	→	→	8,200	9,200	10,200
	平等割	6,400	→	→	→	6,600	6,900	7,200
介護分	所得割	0.95%	→	→	→	1.19%	1.43%	1.66%
	資産割	4.50%	→	→	→	3.00%	1.50%	廃止
	均等割	7,100	→	(4)	→	10,100	13,400	16,800
	平等割	4,500	→	→	→	3,000	1,500	廃止
課税限度額	医療分	540,000	580,000	610,000	630,000	650,000	未定	
	支援金	190,000	→	→	→	200,000		
	介護分	160,000	→	→	170,000	→		
	計	890,000	930,000	960,000	990,000	1,020,000		
軽減判定所得額	2割軽減	500,000	510,000	520,000	→	→	未定	
	5割軽減	275,000	280,000	285,000	→	→		
	7割軽減	330,000	→	→	→	→		

※医療分・支援金分・介護分は平成20年度から令和3年度まで改正なし

【例年の国の改正スケジュール】	(3)
10月	社会保障審議会への諮問
12月	税制大綱
1月	国民健康保険法施行令 交付
3月	地方税法施行令 公布

3 税率改正に伴うモデルケース（現行と令和4年度想定税率による比較）

【本市の国保加入世帯の所得及び固定資産等の傾向】

所得	①	所得なし	34.3%
	②	100万円超～200万円	18.7%
	③	50万円超～100万円	15.3%

固定資産税	①	課税なし	42.5%
	②	5万円超～10万円	16.3%
	③	3万円超～5万円	13.3%

加入者数	①	1人世帯	56.8%
	②	2人世帯	32.6%
	③	3人世帯	6.5%

年齢層	①	65歳～74歳	49.8%
	②	40歳～64歳	29.4%
	③	39歳以下	20.8%

※ 夫婦世帯は、所得者1人として算定

**モデルA 65歳～74歳 単身世帯 (介護分なし)**

(固定資産税：10万円)

(単位：円)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	53,400	41,900	-11,500
70万円 5割軽減	83,600	74,200	-9,400
90万円 2割軽減	115,800	107,900	-7,900
200万円	199,100	199,900	800
500万円	391,100	415,900	24,800

(固定資産税：なし)

(単位：円)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	19,300	19,200	-100
70万円 5割軽減	49,500	51,500	2,000
90万円 2割軽減	81,700	85,200	3,500
200万円	165,000	177,200	12,200
500万円	357,000	393,200	36,200

**モデルD 40歳代夫婦、子ども2人 4人世帯 (介護分あり)**

(固定資産税：10万円)

(固定資産税：なし)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	92,800	82,600	-10,200
150万円 5割軽減	207,600	210,300	2,700
200万円 2割軽減	298,600	309,200	10,600
300万円	408,200	431,000	22,800
500万円	555,200	598,800	43,600

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	54,200	56,900	2,700
150万円 5割軽減	169,000	184,600	15,600
200万円 2割軽減	260,000	283,400	23,400
300万円	369,600	405,300	35,700
500万円	516,600	573,100	56,500

**モデルB 65歳～70歳 夫婦2人世帯 (介護分なし)**

(固定資産税：10万円)

(固定資産税：なし)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	63,200	52,200	-11,000
80万円 5割軽減	106,300	98,500	-7,800
120万円 2割軽減	161,000	156,800	-4,200
200万円	231,600	234,000	2,400
500万円	423,600	450,000	26,400

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	29,100	29,400	300
80万円 5割軽減	72,200	75,700	3,500
120万円 2割軽減	126,900	134,000	7,100
200万円	197,500	211,300	13,800
500万円	389,500	427,300	37,800

**モデルE 30歳代夫婦、子ども1人 3人世帯 (介護分なし)**

(固定資産税：10万円)

(固定資産税：なし)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	72,900	62,400	-10,500
100万円 5割軽減	135,300	129,900	-5,400
150万円 2割軽減	206,200	205,600	-600
300万円	328,100	340,100	12,000
500万円	456,100	484,100	28,000

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	38,800	39,700	900
100万円 5割軽減	101,200	107,200	6,000
150万円 2割軽減	172,100	182,900	10,800
300万円	294,000	317,400	23,400
500万円	422,000	461,400	39,400

**モデルC 50歳代 夫婦2人世帯 (介護分あり)**

(固定資産税：10万円)

(固定資産税：なし)

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	73,300	62,100	-11,200
70万円 5割軽減	116,300	109,100	-7,200
120万円 2割軽減	187,800	187,500	-300
200万円	269,700	278,900	9,200
500万円	490,200	530,600	40,400

所得	現行ア	R4イ	比較イーア
なし			
7割軽減	34,700	36,400	1,700
70万円 5割軽減	77,700	83,400	5,700
120万円 2割軽減	149,200	161,800	12,600
200万円	231,100	253,200	22,100
500万円	451,600	504,900	53,300

所得額から収入額への換算について（世帯での総所得額）

所得額	給与収入額	年金収入額（雑所得以外の所得100万円以下）	
		65歳未満	65歳以上
0円	55万円	60万円	110万円
70万円	125	130	180
80	135	144	190
90	145	157	200
100	155	170	210
120	183	197	230
150	226	237	260
200	297	304	310
300	430	434	434
500	678	669	669

※ 営業及び農業等の事業所得は、必要経費により、それぞれ異なる。

## 資料 2

令和 4 年 1 月 13 日

袋井市長 大 場 規 之 様

袋井市国民健康保険運営協議会

会 長 寺 田 整

### 答 申 書

令和 3 年 11 月 18 日付け袋保国第 104 号により諮問のあった件について、袋井市国民健康保険運営協議会規則（平成 17 年袋井市規則第 87 号）第 3 条の規定に基づき慎重に審議した結果、当協議会の意見を取りまとめたので、別紙のとおり答申します。

#### 1 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について

- (1) 賦課方式及び税率（額）の見直しについて
- (2) 未就学児の均等割軽減について
- (3) 課税限度額の引き上げ及び規定の見直しについて
- (4) 軽減判定所得の規定の見直しについて

#### 2 令和 4 年度国民健康保険事業の運営方針について

- (1) 税率（額）について
- (2) 税の収入率向上対策について
- (3) 資格適用や医療費の適正化について
- (4) 保健事業の推進について
- (5) 啓発、広報事業の推進について



## 1 袋井市国民健康保険税条例の一部改正について

### (1) 審議の経過

国民健康保険税の賦課方式及び税率（額）の見直しについては、令和2年度の答申において、令和3年度には具体的な税率の決定に向け、慎重に分析・検討を行うこととし、限られた基金を有効に活用し、健全な事業運営に努めるよう求めたところであります。

本年度、3回にわたり当協議会において、賦課方式や税率（額）を改正した場合の加入者負担や事業運営に必要な税収額や基金残高等を踏まえた審議を行ってまいりました。

### (2) 審議の内容

国の「全世代対応型の社会保険保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく、子ども（未就学児）に係る均等割の減額や課税限度額及び軽減判定所得額の規定を「政令に規定する額」と見直しすることについて、事務局から提案があり、審議を行いました。

子どもの均等割額の減額については、軽減対象となる金額、また、課税限度額及び軽減判定所得額の規定の見直しについては、改正の都度、限度額及び判定所得額の報告の必要性について確認をいたしました。

### (3) 答申

袋井市国民健康保険税条例の一部改正については、事務局案が妥当であることを答申いたします。

なお、「政令に規定する額」が国で示された場合には、当協議会へ具体的な課税限度額及び軽減判定所得額とその影響について報告するよう要請いたします。

## 2 令和4年度国民健康保険事業の運営方針について

### (1) 審議の経過

この案件については、11月18日の第2回国民健康保険運営協議会において、事務局からの提案を受け、審議を行いました。

### (2) 審議の内容

現行税率の賦課を継続した場合には、国民健康保険制度の構造的な問題に加え、一人当たりの医療費の増加及び被保険者の減少により、現在の税収額や基金では県への納付金が賸えなくなることや、県の運営方針に明記された令和9年度の県内の「保険料（税）水準の統一」に備えるため、税率の大幅な改正が必要であります。

この状況を踏まえ、事務局から複数の改正案の提示があり、世帯の所得及び資産状況による税負担額や税収額、基金残高等の国民健康保険運営への影響についての審議を行いました。

国民健康保険加入者は、高齢者が多く税負担額等を考慮すると、県からの財政的支援や医療費の抑制が必要、保健事業の成果が市民の健康や医療費、交付金へどのように影響しているのか「見える化」が必要、また、税の収納率が「94.8%」となっているが、更なる向上が必要などの議論をし、市民への丁寧な説明を求めました。

### (3) 答申

平成30年度からの国の制度改正により、国民健康保険制度を県と共同運営している中、本市の賦課方式を県の運営方針に沿った賦課方式へ改正することが、将来にわたり持続可能で、市民が安心して医療が受けられることに繋がると考えます。

また、国民健康保険税の賦課方式及び税率（税）を見直す上では、加入者への税負担の影響が、最小限となるよう配慮すべきであり、収支見通しや基金残高等、健全な事業運営を見据える必要があります。

以上のことから、事務局案である令和4年度国民健康保険事業の運営方針は妥当であることを答申いたします。

令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について（仮算定）

1 国民健康保険事業費納付金の比較

県から令和4年度国民健康保険事業費納付金の仮算定金額が示された。なお、本算定金額は、令和4年2月公表予定となっている。

年度	令和3年度 ア	令和4年度 (仮算定) イ	差額 イーア
①医療分	1,549,862,456円	1,476,109,902円	▲73,752,554円
②支援金分	537,717,850円	527,703,540円	▲10,014,310円
③介護分	183,508,836円	169,305,099円	▲14,203,737円
総額①+②+③	2,271,089,142円	2,173,118,541円	▲97,970,601円

(前年度との比較)

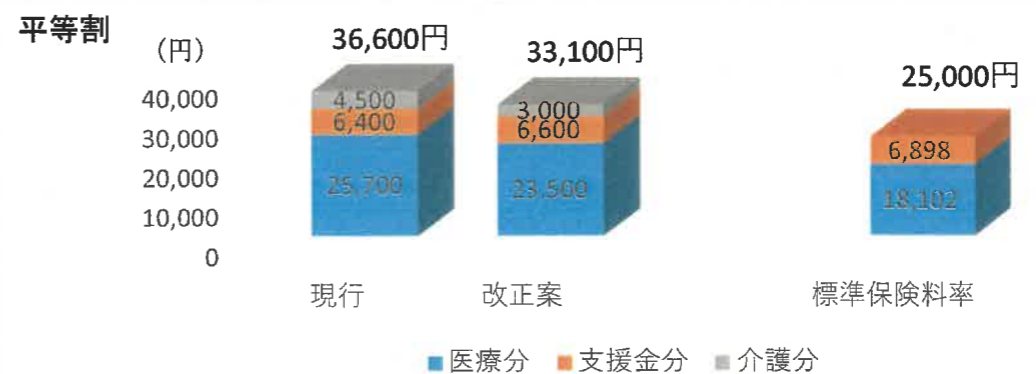
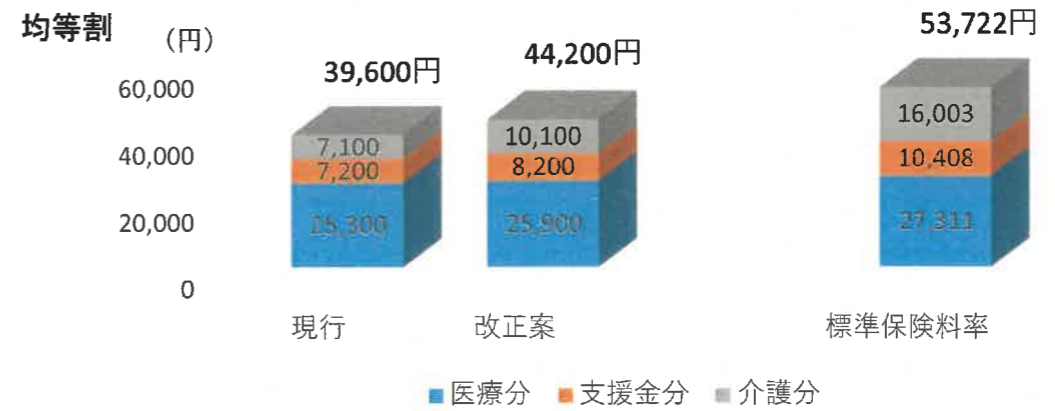
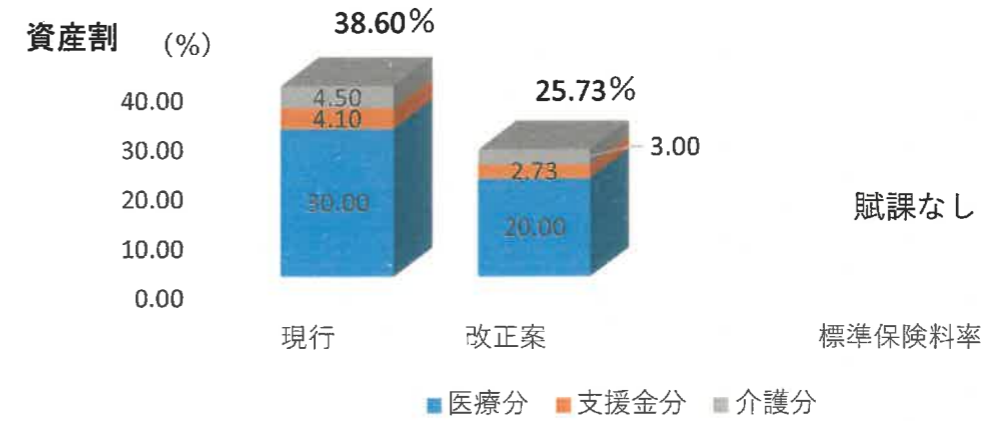
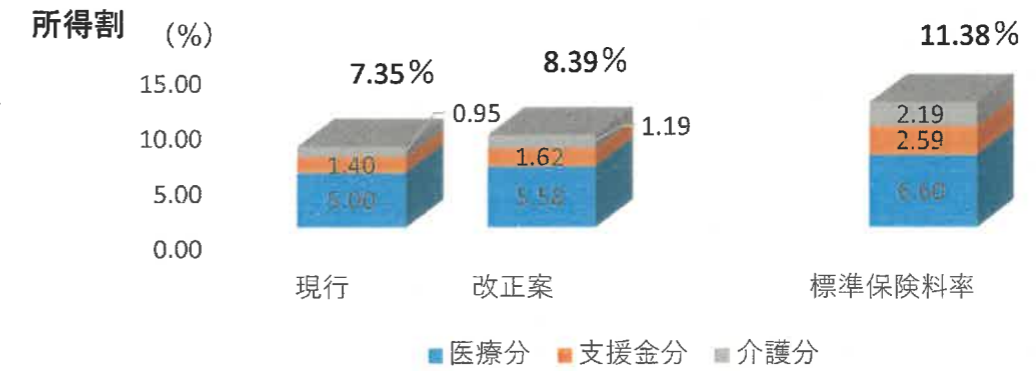
令和4年度仮算定の額は、約21億7,300万円で令和3年度と比較し、約9,800万円の減となっている、この主な要因は、本市の医療費の減と被保険者数の減によるものである。

2 税率（額）の比較

国民健康保険事業費納付金の公表に伴い、各市町が保険税率を定める際に、将来の財政運営の参考とすべき標準保険料率が公表された。

		現行	令和4年度 改正案	令和4年度 標準保険料率 (仮算定)	比較
		A	B	C	C-B
医療分	所得割	5.00%	5.58%	6.60%	1.02%
	資産割	30.00%	20.00%	-%	▲20.00%
	均等割	25,300円	25,900円	27,311円	1,411円
	平等割	25,700円	23,500円	18,102円	▲5,398円
支援金分	所得割	1.40%	1.62%	2.59%	0.97%
	資産割	4.10%	2.73%	-%	▲2.73%
	均等割	7,200円	8,200円	10,408円	2,208円
	平等割	6,400円	6,600円	6,898円	298円
介護分	所得割	0.95%	1.19%	2.19%	1.00%
	資産割	4.50%	3.00%	-	▲3.00%
	均等割	7,100円	10,100円	16,003円	5,903円
	平等割	4,500円	3,000円	-	▲3,000円
合計	所得割	7.35%	8.39%	11.38%	2.99%
	資産割	38.60%	25.73%	-	▲3.00%
	均等割	39,600円	44,200円	53,722円	9,522円
	平等割	36,600円	33,100円	25,000円	▲8,100円

現行、改正案、標準保険料率との比較



袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）  
袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画  
の進捗状況について

袋井市国民健康保険保健事業実施計画（第2期計画）・袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期計画）は、「生活習慣病予防による被保険者の健康の保持増進」を目的とし、目的を達成するための目標を定め、各事業に取り組んでいる。

6年計画の中間年にあたる令和2年度の中間評価では、より幅広い世代への健康管理意識の向上が必要と課題も明らかとなったが、概ね順調に事業が実施されていることを確認した。

今回は、令和2年度の国民健康保険の状況及び計画の進捗状況について報告する。

(3) 特定健康診査受診率等「令和2年度法定報告値」

ア 特定健康診査受診率

袋井市 (順位)	市町平均	(磐田市)	(掛川市)	(御殿場市)
43.8% (6位/35市町)	34.8%	38.2%	35.9%	45.6%

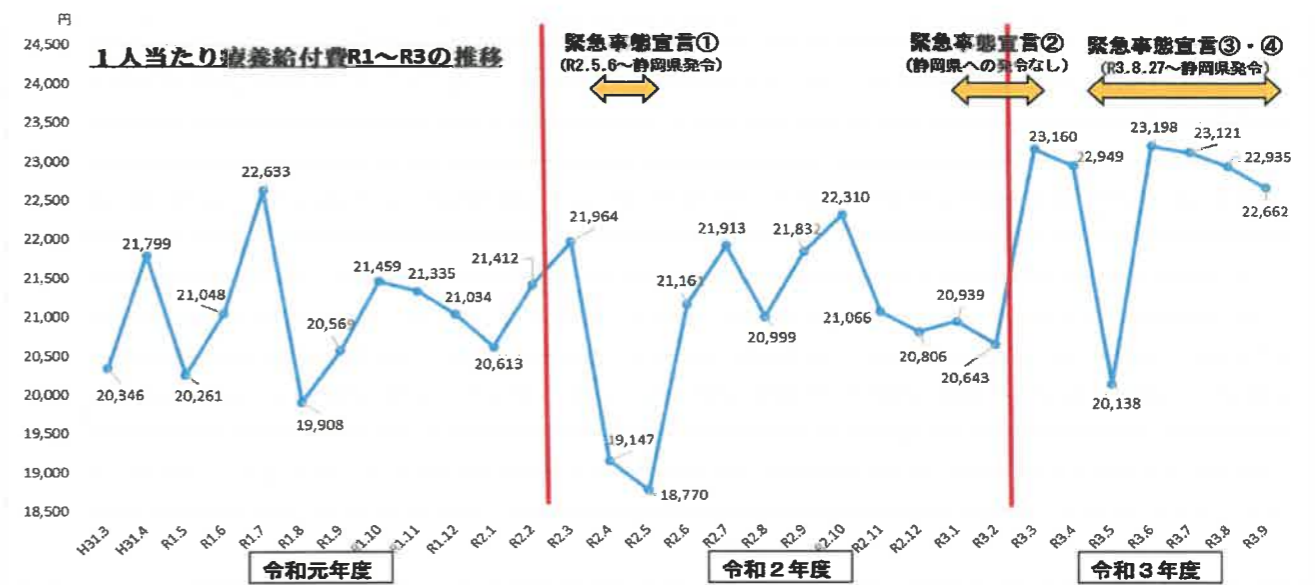
令和元年度 50.8%

イ 特定保健指導実施率「令和2年度法定報告値」

袋井市 (順位)	市町平均	(磐田市)	(掛川市)	(御殿場市)
77.8% (2位/35市町)	38.4%	74.8%	69.2%	26.2%

令和元年度 69.6%

(4) 被保険者一人あたり保険給付費（月額）の推移



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、被保険者が予防的受診を控えたことや、マスク着用、手洗いの励行によりインフルエンザ等の疾病が少なくなったことによる影響で、例年に比べ一人あたりの保険給付費が減少している。

令和3年度は、コロナ禍前の令和元年度より一人あたり保険給付費が伸びている。これは全国的にも同じ状況である。

1 袋井市国民健康保険の状況

(1) 被保険者年齢階層別加入率の状況「令和2年度」

単位：人

市名	被保険者 年平均数 A	0～6歳		7～64歳		65～74歳		人口 E	後期高齢者医療 被保険者年平均数 F	加入率 F/E
		B	B/A	C	C/A	D	D/A			
袋井市	17,438	416	2.4%	8,720	50.0%	8,302	47.6%	88,184	10,077	11.4%
市町計	782,844	16,528	2.1%	388,864	49.7%	377,452	48.2%	3,602,209	561,449	15.6%
(磐田市)	35,688	768	2.2%	16,692	46.8%	18,228	51.1%	169,013	23,729	14.0%
(掛川市)	24,612	541	2.2%	11,614	47.2%	12,457	50.6%	116,687	15,687	13.4%
(御殿場市)	15,566	329	2.1%	7,842	50.4%	7,395	47.5%	87,054	11,024	12.7%

(2) 被保険者の診療費の状況「令和2年度」

一人あたり診療費

単位：人、円

市名	人口	被保険者 総数	医療費	一人あたり 医療費
袋井市	88,184	17,438	5,802,151,000	332,730
市町計	3,602,209	782,844	277,277,473,000	354,192
(磐田市)	169,013	35,688	12,778,148,000	358,052
(掛川市)	116,687	24,612	8,705,275,000	353,700
(御殿場市)	87,054	15,566	5,253,047,000	337,469



7 進捗状況  
【取組1~3】

袋井市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)  
袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画

区分	基準	事業・最終目標値の方向性	
S	達成	現状値が目標値を達成している(達成する見込みである)	そのまま事業を継続 目標値を上回っている場合、上方修正
A	順調	順調に推移しているが、現状値が目標値に未達成である	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の上方修正又は現状維持
B	現状維持	現状値が基準年とほぼ同値である	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の現状維持
C	低調	現状値が基準年の数値より下回っている	程度に応じて計画や軌道の修正を検討し、方向性を確認 方向性を踏まえて目標値の下方修正又は現状維持
D	評価困難	期間が短いなどの理由により実績値取得が困難な場合等	評価困難の理由を明確化し、目標や指標設定を見直し

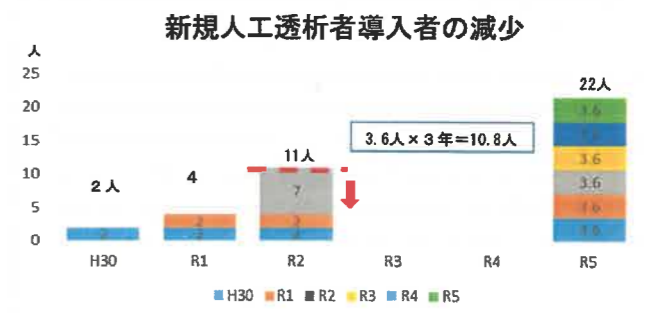
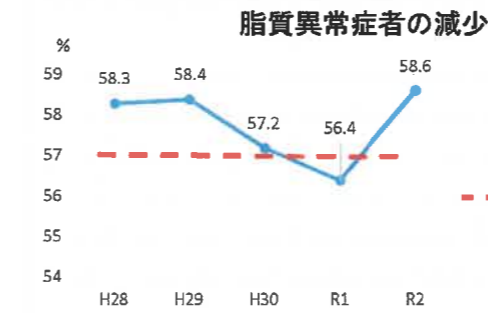
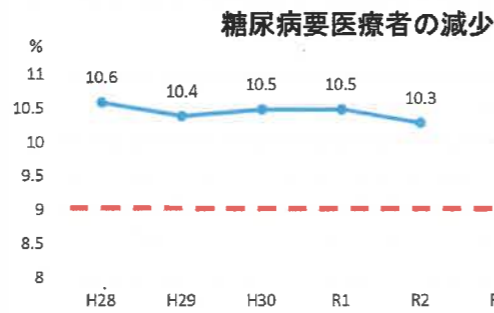
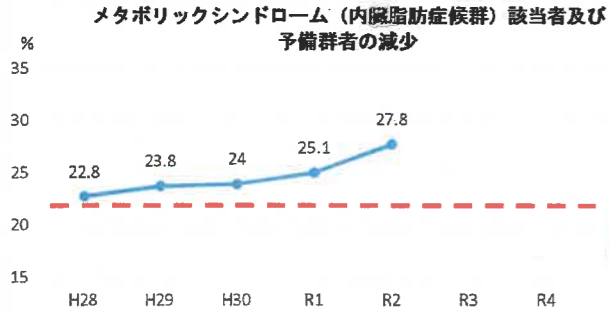
目的を達成するための目標

【目標Ⅰ】評価：C 指標・目標値は変更しない。  
コロナ禍で変化した生活習慣によるところが大きい。対象者に合わせた保健指導を実施し、生活習慣の改善に努める。

【目標Ⅱ】評価：B 指標・目標値は変更しない。  
継続的な指導により、改善傾向がみられる。引き続き、対象者に合わせた保健指導を実施する。

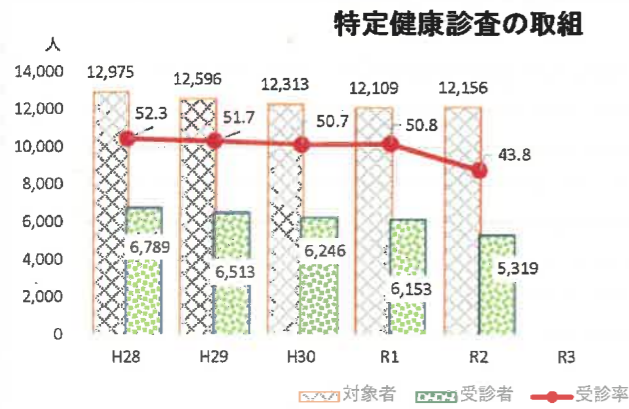
【目標Ⅲ】評価：C 指標・目標値は変更しない。  
県全体が上昇傾向にあり、コロナ禍で変化した生活習慣によるところが大きい。対象者に合わせた保健指導を実施し改善に努める。

【目標Ⅳ】評価：B 指標・目標値は変更しない。  
早期からの予防が重要であるため、血圧管理をはじめ、糖尿病性腎症重症化プログラムに沿った取組を推進する。

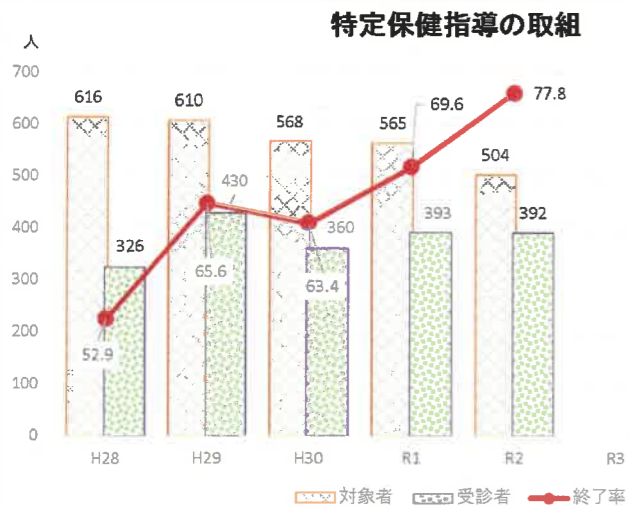


特定健康診査等実施計画(第3期計画)の取組

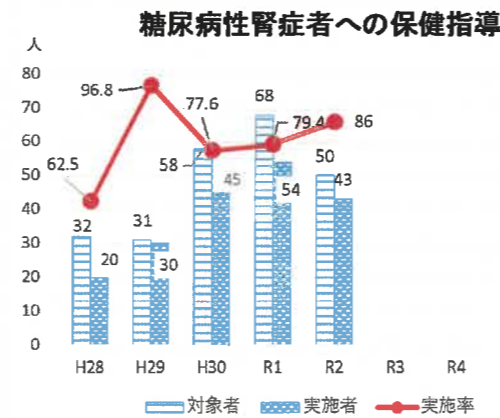
【特定健康診査】評価：C コロナ禍により受診率が下がった。  
R4から総合検診を再開させ、R1の受診率を目指す。



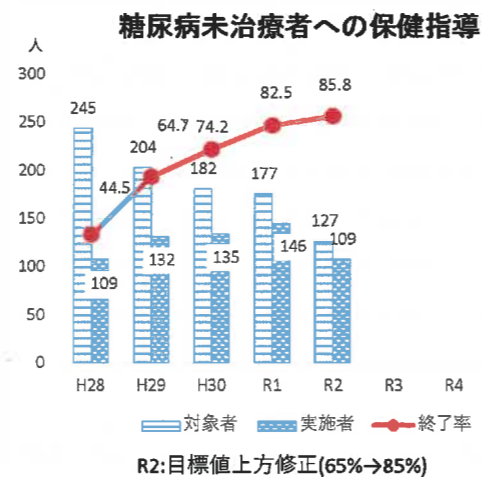
【特定保健指導】評価：S 目標値を達成した。事業を継続し、さらに推進する。  
令和2年度に目標値を上方修正(60%→76%)し、取り組んでいる。



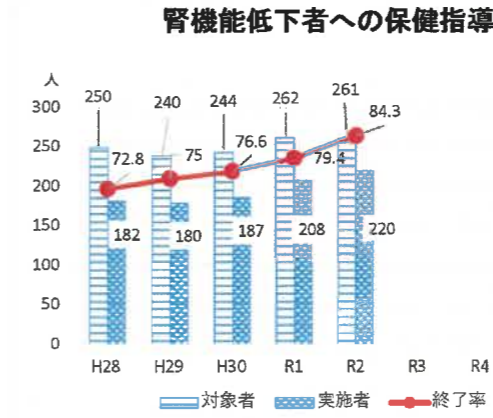
特定保健指導以外の要指導者への保健事業の取組



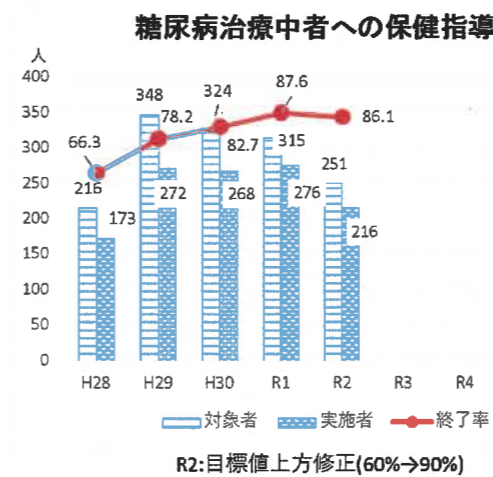
評価：A 順調に推移している。  
関係機関と連絡調整し、取り組んでいく。



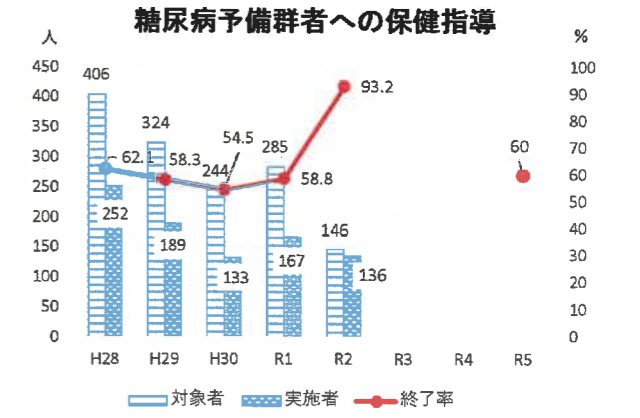
評価：S 目標を達成した。  
事業は継続し、さらに推進していく。



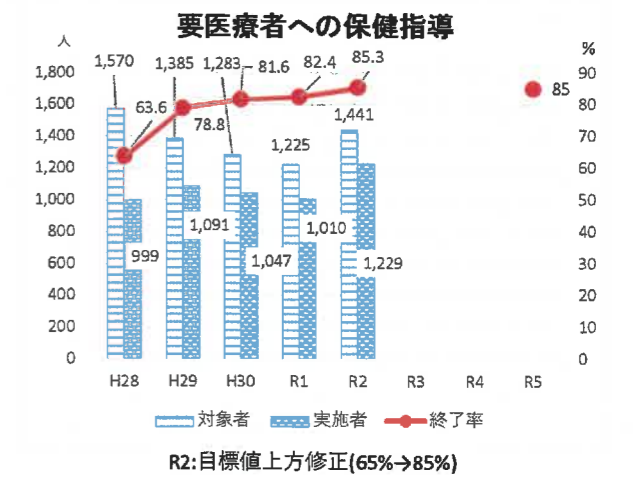
評価：S 目標達成した。  
事業を継続し、さらに推進する。



評価：A 順調に推移している。  
受診継続を支援し、取り組んでいく。



評価：S 目標を大幅に達成した。  
事業は継続し、さらに推進していく。



評価：S 目標値を達成した。  
事業を継続し、さらに推進していく。

【取組4】人間ドック等受診費用助成の状況（令和3年11月末時点）

被保険者の健康保持及び疾病の早期発見のため、人間ドック等の受診費用の7割相当（上限：1人1年度3万円）を助成している。

医療機関	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度11月末
中東遠総合医療センター	245件	195件	165件
磐田市立総合病院	158件	119件	105件
新都市病院予防健診センター	51件	52件	42件
聖隷健康診断センター	219件	191件	152件
聖隷予防健診センター	132件	116件	78件
遠州病院健康管理センター	9件	13件	16件
合計	814件	686件	558件

助成決定件数

【取組5】医療費通知送付の状況（令和3年11末日現在）

被保険者に健康意識を高めてもらうため、実際にかかった医療費を通知している。

	7月(1・2月分)	8月(3・4月分)	9月(5・6月分)	11月(7・8月分)	1月(9・10月分)	3月(11・12月分)
令和元年度	11,710	11,939	11,843	11,974	11,738	11,807
令和2年度	11,370	11,265	11,309	11,600	11,743	11,620
令和3年度	11,198	11,736	11,712	11,714		

単位：通

医療費通知送付の状況



【取組6】後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進への取組の状況

被保険者にジェネリック医薬品を利用してもらうため、「ジェネリック医薬品を勧めるお知らせ（差額通知）」を9月と2月に送付している。

年度	区分	9月送付数	利用率（数量シェア）
令和元年度	袋井市	664通	77.1%
	静岡県	—	76.7%
令和2年度	袋井市	604通	80.2%
	静岡県	—	80.0%
令和3年度	袋井市	563通	81.5%
	静岡県	—	81.1%

令和元年度9月調剤分  
令和2年度9月調剤分  
令和3年度3月調剤分

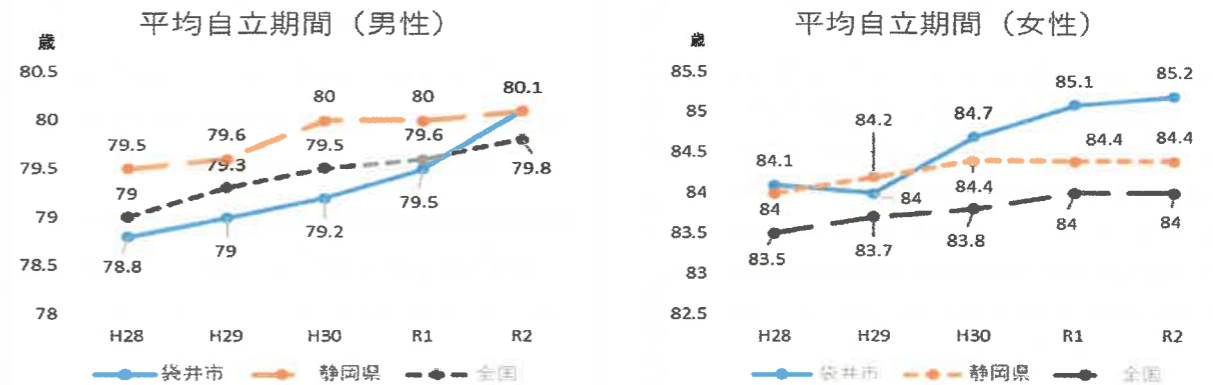
出典 厚生労働省保険者別の後発医薬品の使用割合

【参考指標】「健康寿命（平均自立期間）」の把握

計画における指標とは別に、事業推進上の参考とするために、日常生活動作が自立した期間（要介護2以上になるまでの期間）を「健康寿命（平均自立期間）」とし、経年変化（年度別推移）を把握している。

男性の平均自立期間が、令和2年度に初めて全国平均値を超え、静岡県平均値と並んだ。

【健康寿命（平均自立期間）の推移】



＜お達者度：65歳から元気で自立して暮らせる期間を県が独自に算出したもの＞

【男性】

袋井市 H29：18.37歳 → H30：18.77歳【+0.40歳】  
静岡県 H29：18.19歳 → H30：18.20歳【+0.01歳】

【女性】

袋井市 H29：21.44歳 → H30：21.54歳【+0.10歳】  
静岡県 H29：21.26歳 → H30：21.22歳【-0.04歳】

【取組7】高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施への取組の状況

令和3年度から、「100歳まで食べよう！100歳まで歩こう！」をキャッチコピーとし、保健部門と介護予防を担う各部署が連携し、医療や介護保険データを基に、フレイルや生活習慣等の心身の多様な課題を分析し、高齢者に寄り添ったきめ細やかな支援に取り組んでいる。

